

I 研修プログラムに関する基準の運用について

1 研修目標

- (1) 研修目標は、別紙1に定める臨床研修の到達目標を参考にして各臨床研修病院が定めるものであり、到達目標に定める必修項目を達成できる内容であること
- (2) 研修プログラムには、研修医が到達すべき研修目標が定められているとともに、研修プログラムの特色について明記されていること

2 研修計画

- (1) 研修期間は、原則として2年間とする
- (2) 内科、外科及び救急部門（麻酔科を含む。）を基本研修科目として、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健・医療を必修科目として研修することとし、研修プログラムの内容は、以下の各項目を満たすこと
 - ①原則として、当初の12ヶ月は基本研修科目を研修すること。内科については6ヶ月以上研修することが望ましい
 - ②例えば、当初の12ヶ月を内科6ヶ月、外科及び救急部門で6ヶ月研修することとし、次の12ヶ月を小児科、産婦人科、精神科、地域保健・医療で各3ヶ月研修することがひとつの目安となる
 - ③研修期間は、臨床研修病院の実情及び研修プログラムの特性を考慮し、各診療科での研修期間は1ヶ月以上とする
 - ④基本研修科目及び必修科目以外の研修期間は、研修医が研修プログラムを選択し、積極的に研修に取り組むことができるように研修プログラムの特色づけやさらなる研修の充実のために活用すること
 - ⑤救急部門については、救急部等（ない場合には救急外来）、麻酔科を適切に経験させることにより対応すること
 - ⑥総合診療科等のように、必ずしも標榜科と一致しない場合は、診療内容に応じて研修時間を配分して差し支えない
 - ⑦地域保健・医療の科目については、保健所、診療所、社会福祉施設、介護老人保健施設、へき地・離島診療所等のうち、適宜選択して研修する

(3) 協力型臨床研修病院あるいは研修協力施設と協力して研修を行う場合には以下の条件を満たすこと

①原則として、研修期間全体の8ヶ月以上は管理型臨床研修病院で研修を行うこと

②原則として、研修協力施設での研修期間は合計3ヶ月以内とする

③臨床研修病院群においては、診療科目毎に、協力型臨床研修病院の名称、研修期間、指導医等について明示されていること

④研修協力施設の種別、研修協力施設が行う研修内容、研修期間、指導医等が、研修プログラムに明示されていること

3 指導体制

プログラム責任者及び指導医について、Ⅱに定める施設、人員に関する基準の運用のとおりであること

4 臨床病理カンファレンス（CPC）

(1) 当該病院の受け持ち患者について剖検を行える体制にあること

(2) 十分な経験を有する病理医の指導の下に剖検症例についての臨床病理カンファレンス（CPC）が定期的に行われていること

5 研修の記録及び評価

- (1) 研修医手帳を作成し、研修医に研修内容を記入させ、病歴や手術の要約を作成させるよう指導することが望ましい
- (2) 指導医は、担当する診療科での研修期間中、研修目標の到達状況を適宜把握すること
- (3) プログラム責任者は、研修医の目標到達状況を適宜把握し、研修医が修了時までに到達目標を達成できるよう調整を行うとともに、研修管理委員会に研修目標の達成状況を報告する
- (4) 病院長は、研修管理委員会が行う研修医の評価の結果を受けて、研修修了証を交付する
- (5) 病院長は、研修管理委員会による評価の結果、研修医が臨床研修を修了していると認めないときは、当該研修医に対して、その理由を付して、その旨を文書で通知する

6 臨床研修病院群における機能的な連携について

- (1) 機能的な連携とは、医師の往来、医療機器の共同利用、合同カンファレンス等が組織的に行われている等、具体的に診療及び研修について機能的な連携が行われている状態をいう
- (2) 地域医療のシステム化を図る趣旨、緊密な連携を保つ必要性から、管理型臨床研修病院と協力型臨床研修病院は、同一二次医療圏内にあることが望ましい。ただし、へき地・離島の病院については、情報通信機器を用いたいわゆる遠隔診療により指導が行われている等、指導体制が得られていれば同一二次医療圏である必要はない

Ⅱ 施設、人員等に関する基準の運用について

1 研修管理委員会

(1) 研修管理委員会の構成員には次の者が含まれていること

- ① 委員長
- ② 研修管理委員会が管理する全ての研修プログラムのプログラム責任者
- ③ 協力型臨床研修病院の研修実施責任者（指導医等）
- ④ 研修協力施設の研修実施責任者（指導医等）
- ⑤ 事務部門の責任者

(2) 研修管理委員会は、次に掲げる事項を行うこと

- ① 研修プログラムの全体的な管理
（研修プログラム作成方針の決定、各研修プログラム間の相互調整等）
- ② 研修医の全体的な管理
（研修医の募集、他施設への出向、研修医の研修継続の可否、研修医の処遇、研修医の健康管理）
- ③ 研修医の研修状況の評価（研修目標の達成状況の評価、臨床研修修了時及び中断時の評価）
- ④ 採用時における研修希望者の評価
- ⑤ 研修後及び中断後の進路について、相談等の支援を行うこと

2 プログラム責任者

(1) プログラム責任者は、指導医の要件を満たす者であること

(2) 研修プログラム毎にプログラム責任者をおくこと

ただし、20人以上の研修医を同一の研修プログラムで管理する場合は、原則として副プログラム責任者を設置し、受け持つ研修医の数は一人あたり20人を超えないこと

(3) プログラム責任者は、次の事項を行うこと

- ① 研修プログラムの作成、管理を行う
- ② 全研修期間を通じて、個々の研修医の指導・管理を担当する

3 指導医

(1) 指導医は、研修プログラムに基づき直接研修医に対する指導を行う。また、研修医に対する評価を行い、プログラム責任者に報告する

(2) 原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の各診療科に十分な指導力を有する常勤の指導医が配置されていること

(3) 指導医とは、原則として、臨床経験7年以上で、プライマリ・ケアを中心とした

指導を行える十分な能力を有し、勤務体制上指導時間を十分にとれる者とする。この場合「臨床経験」については臨床研修の2年間を含む

- (4) 指導医は、プライマリ・ケアの指導方法に関する講習会を受講していることが望ましい。
- (5) 研修協力施設においては、適切な指導力を有する者が配置されていること
- (6) 指導医一人が指導を受け持つ研修医は5人までが望ましい

4 救急医療

第二次救急医療施設、救急告示病院又は第三次救急医療施設であり、初期救急医療を取り扱っていて、適切な指導体制の下に、十分な症例数が確保できること

5 医療安全のための体制

- (1) 医療に係る安全管理を行う者（安全管理者）を配置すること
安全管理者は、当該病院における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること
 - ①医師、歯科医師、薬剤師又は看護師のうちいずれかの資格を有していること
 - ②医療安全に関する必要な知識を有していること
 - ③当該病院の医療安全に関する管理を行う部門に属していること
 - ④当該病院の医療に係る安全管理のための委員会（安全管理委員会）の構成員に含まれていること
- (2) 医療に係る安全管理を行う部門（安全管理部門）を設置すること
安全管理部門とは、安全管理者及びその他の必要な職員で構成され、医療法施行規則第11条第2号の規程により設置される安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を担う部門であって、次に掲げる業務を行う者であること
 - ①安全管理委員会で用いられる資料及び議事録の作成及び保存、その他安全管理委員会の庶務に関すること
 - ②事故等に関する診療録や看護記録等への記載が正確かつ十分になされていることの確認を行うとともに、必要な指導を行うこと
 - ③患者や家族への説明など事故発生時の対応状況について確認を行うとともに、必要な指導を行うこと
 - ④事故等の原因究明が適切に実施されていることを確認するとともに、必要な指導を行うこと
 - ⑤医療安全に係る連絡調整に関すること
 - ⑥その他医療安全対策の推進に関すること

(3) 当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること

患者からの相談に適切に応じる体制を確保することとは、当該病院内に患者相談窓口を常設し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保するものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。また、これらの苦情や相談は医療機関の安全対策等の見直しにも活用されるものであること

- ①患者相談窓口の活動の趣旨、設置場所、担当者及びその責任者、対応時間等について、患者等に明示されていること
- ②患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱、相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規約が整備されていること
- ③相談により、患者や家族等が不利益を受けないよう適切な配慮がなされていること

6 臨床研修に必要な施設等

(1) 当該病院で行う臨床研修に必要な施設、図書、雑誌が整備されていること

(2) 病歴管理者を明確にし組織的な病歴管理が行われていること

(3) 原則として、インターネット環境が整備されていて、Medline等の文献データベース検索や教育用コンテンツの利用環境等が整備されていること

(4) 研修医のために、宿舍や病院内の個室が確保されていることが望ましい

(5) 医学教育用シミュレーター（縫合・切開の修練、直腸診・乳房診、ACLS等の修練、心音・呼吸音等の聴診等）、医学教育用ビデオ等の資機材が整備されていることが望ましい

(6) 精神科の研修を行う施設においては、精神保健福祉士、作業療法士その他の診療要員を適当数配置していることが望ましい

Ⅲ 受け入れる研修医の数に関する基準の運用について

(1) 受け入れる研修医の数は、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するのに必要な症例を勘案したものとするが、原則として、年間入院患者数を100で除した数、または病床数を10で除した数を超えないこと

(2) 原則として、研修プログラム毎に、複数の研修医を毎年継続して受け入れられる体制であること

(3) 指導医一人が指導を受け持つ研修医は5人までが望ましい

(4) 研修医の数は、当該病院において受け入れているすべての研修医の数をいい、1年次、2年次の研修医を合計したものである

- (5) 研修医の数は、当該病院の研修プログラムであるか否かにかかわらず、現に当該病院において受け入れている研修医の数とする

IV 研修医の処遇及び採用に関する基準の運用について

1 研修医の処遇について

- (1) 研修医の処遇とは以下のものをいう

- ①常勤又は非常勤の別
- ②研修手当、勤務時間及び休暇に関する事項
- ③時間外勤務及び当直に関する事項
- ④宿舎の有無
- ⑤社会保険（公的医療保険、公的年金保険、労災保険、雇用保険）の適用の有無
- ⑥健康管理
- ⑦医師賠償責任保険の適用の有無
- ⑧自主的な研修活動に関する事項（研究会への参加の可否、費用負担の有無）

- (2) 研修医がアルバイトをせずに研修に専念できるよう、研修医の処遇の内容を定めること

2 処遇内容の公表

研修医を募集する際に、研修医の処遇の内容が公表されていること

3 処遇の実施

公表された処遇の内容のとおりを実施されていること

4 研修医の採用方法

- (1) 研修医の新規の募集及び採用は、原則として、公募によるものであること
- (2) 公募の定員は、原則として、研修プログラム毎に2名以上であること